

青森県報

第四千四百五十五号

平成三十年
五月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………
 青少年・男女共同参画課……………一
- 特定行為業務の登録……………
 高齢福祉保険課……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………
 (障害福祉課)……………二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………
 (同)……………二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………
 (情システム報)……………二
- 右 同……………
 (同)……………三
- 出先機関……………
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………
 (上北地域)……………三
- 正 誤……………
- 平成三十年三月三十日号外第三十六号公営企業中……………
 (病務院)……………四

告

示

青森県告示第四百五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成三十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定番号 | 種別 | 名 称 | 発行者(製作者)名 | 該当条項 |
|------|----|-----------------|-----------------|------------|
| 二三六二 | 書籍 | 恋愛白書バステル | 株式会社宙出版 | 第十二条第一項第一号 |
| 二三六三 | | BOY'Sピアス 禁断 | サン・メディアアレッツ株式会社 | |
| 二三六四 | | Young Love Comi | 株式会社宙出版 | |
| 二三六五 | | 封印お宝スキャンダル | マイウェイ出版株式会社 | |

青森県告示第四百六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名又は名称 | 住所 | 事業名称 | 所在地 | 業務開始年月日 | 備考 |
|----------------|--------------|-----------|----------------|---------------|----------------|--------------|------|
| 011001 三〇〇二 | 平成 三〇・五・二 | 社会福祉法人拓心社 | 五所川原市大字水尾の三二二二 | さかえデイスイーツセンター | 五所川原市大字水尾の三二二二 | 平成 三〇・六・一 | 通所介護 |

青森県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|--------------|---|---------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|---|--------------------------------------|
| 〇二〇〇一 三三三 | 〃 | 社会福祉 法人拓心 会 | 五所川原 市大字水 野尾字懸 樋の三二二 | ラポール 五所川原 | 五所川原 市大字水 野尾字懸 樋の二二二 | 〃 | 住宅型有 料老人 ホーム |
| 〇二〇〇一 三三三 | 〃 | 社会福祉 法人中央 福祉会 | 青森市大 字横内字 若草一の | 特別養護 老人ホーム 三田勝田三 ム勝田三 思園 | 青森市勝 田二丁目 二〇の一 | 〃 | 地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護 |

| | | |
|--------------|--------------------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
| あい薬局労災病院前店 | 八戸市大字白銀町字南ヶ丘一二の二 | 平成 三〇・六・一 |
| クローバー調剤薬局尾上店 | 平川市尾上栄松二〇五 | 〃 |
| いちい薬局深浦町広戸店 | 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇 四の三 | 〃 |

青森県告示第四百八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|--------------|-------------------|------------|--------------------|--------------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 主たる事務所所在地 | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所 | 指 定 日 |
| 一般社団法人笑福 | 八戸市大字尻内町字尻内河原四三の四 | 児童発達支援 | 八戸市小中野四丁目三の五七 | 平成 三〇・六・一 |
| 社会福祉法人希望 | 三沢市中央町四丁目六の一三 | 児童発達支援 | 上北郡六戸町小松ヶ丘四丁目七の七五五 | 〃 |

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成三十年三月二十九日
五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千七百二十五万五千七百八十四円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

ネットワーク管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一
六 契約金額

五千七百二十一万八千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月二十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|-----------------------|--------------------|--|
| 理 事 | 檜 館 長 吉 | 八上北郡東北町大字新館字八幡四一の四 | 平成 三〇・四・二五就任 |
| 〃 | 塚 尾 光 男 | 七戸町字藤森二〇の七九 | 〃 |
| 〃 | 花 松 幸 一 郎 | 〃 字花松林ノ根五〇の二 | 〃 |
| 〃 | 相 馬 喜 代 美 | 東北町大字新館字八幡三 | 〃 |
| 〃 | 田 嶋 政 榮 | 七戸町字中岫東道添四九の三 | 〃 |
| 〃 | 町 屋 光 弘 | 東北町大字新館字籠六の一 | 〃 |
| 〃 | 新 山 正 廣 | 七戸町字藤森二〇の七 | 〃 |
| 〃 | 柴 田 瑞 | 東北町大字大浦字堀ノ内五の二 | 〃 |
| 〃 | 中 岫 弘 毅 | 七戸町字中岫番屋三一の一 | 〃 |
| 監 事 | | | |

